

『春記』長暦四年（長久元年）十月条

ここに紹介する「春記」長暦四年（長久元年）十月条（五日以前〜十四日条頭部）は、九条家本第一九四箱中の「古記録断簡 一括」と仮称されている断片類の内から発見されたもので、これまで知られていない記文である。

この「古記録断簡」は、当部におけるその後の調査により大半の内容は判明しており、九条家本の何から欠落したものであるかが判るものについては、その本体の修補がなされる際に然るべき箇所に戻されつつある。この「春記」当該条も、そのような経緯のもとに、「春記」本体の修補に合わせて元来あるべき箇所に入れられたものである。

そもそも「古記録断簡」とは二一点の断片類が一纏めにされていたのであるが、その内に紙背に具注暦を持つものが九点あった。そこで手始めにこれらの具注暦について調べてみたところ、建暦二年（三三三）九月〜十二月具注暦が六点、建保四年（三三六）十一月・十二月具注暦が三点であり、それぞれ間空き二行の同一の具注暦の残闕であることが判った。当然のごとく、それぞれの表の記録も本文同筆であり、かつ具注暦が接続する部分では本文の記文も接続することから、表側も同一の記録であることは間違いなく、間隔の一定している具注暦の日付の順に配列することで、記録本文の配列および中間の欠損部分の範囲の推定も容易に行うことができた。

それではこの記録が何であるのかというのが次の検討課題となる。通常は、記事中に現れる人物の官職などからおおよその年代の幅を割り出し、さらに月の表示や日付の干支があれば良いが、それが無い場合は、記事の内容や記主の行動等の検討を行いつつ、年次と記録主を特定する作業を行うことになる。しかし本記の場合、記文の配列を正して本文をざっと一読した際に「七日、己丑、今日故参河守周忌」と書かれているのを眼にし、咄嗟に「春記」ではないかとの直感が働いたのであった。というのは、日常の記事中に「故参河守」というように公卿でない者が名を記さずに官職名のみで表記されるのは、多くの場合記主の縁者か極めて親しい関係にある人物に対してなされる表記であるが、「春記」で「参河守」と表記されるのは記主藤原資房の舅である源経相である。経相の没後、その後妻と子息達の間が生じた遺領争いを資房が嘆く様子は、「春記」の記事の中でも印象に残るものの一つであった。そこで経相の没年を調べてみると、それは長暦三年（三〇元）十月七日で、本記が「春記」であるならば、「七日」はすなわち十月七日であり、その干支が己丑ということであれば、この記事は長暦四年十月七日条ということになる。長暦四年十月の時点では資房は藏人頭右京大夫であるが、本記の記主の行動も藏人頭としての活動と見れば納得が得られる。さらに本文中に「督

殿」と表記される人物は資房の父である右衛門督資平ということになり、本記が「春記」である可能性はますます高いものとなった。

こうして有力候補が浮上してくれば、次は本記が「春記」長暦四年十月記で間違いないかという確認作業を、他の史料を参照しながら行うのであるが、「春記」ということになれば当然考えねばならないのは九条家本第一一箱にある「春記」の存在である。この時点では九条家本「春記」は未だ修補前の状態であったが、紙背に具注暦を持つ巻があったことを思いだし、本記を九条家本「春記」と比べてみることにした。すると、九条家本「春記」五巻の年次はすべて長暦四年（長久元年）で、内訳は1、正月記 2、四・五月記 3、十月記 4、十一月記 5、十二月記 であり、紙背に具注暦を持つのは3、5の三巻であった。さらに詳細に調べてみると、3の紙背は前半が建暦二年七月一日から九月十七日まで、後半が建保三年九月二十二日から十二月三十日までの具注暦。4の紙背は前半が承久二年（三三〇）正月一日から三月二十九日まで、後半が承元四年（三三三）六月二十四日から九月十四日までの具注暦。5の紙背は前半が建暦三年七月一日から十二月三十日まで、後半が建仁四年（三〇四）七月十四日から十一月二十日までの具注暦であることが判明した。長暦四年十月記と思われる本記の末尾は「十四日、丙申」という日付と二行分の記事で切れ、紙背の終わり（具注暦の側からみれば始まり）は建暦二年九月十八日具注暦で、なんと本記の巻末は現存の「春記」長暦四年十月記巻頭に接続されるべきものであったのである。勿論のこと、本記と「春記」長暦四年十月記の本文は同筆で、記事の内容も支障なく接続し、紙背も元同一の具注暦であることも一目瞭然であった。

料紙に用いられた具注暦の途中が欠落していたとは考えにくいので、具注

暦の紙順によりこの新たに出現した「春記」長暦四年十月記巻頭部分を配列してみると、紙背に建暦二年十二月十四日十六日具注暦を持つ断片の前に具注暦一紙分があったはずで、その前に別の料紙が継がれていなければ（その可能性は低い）、それがもともとの十月記巻頭ということになる。この断片の次にさらに具注暦一紙分の欠失部が入り、十一月二十四日から十二月一日までの具注暦を持つ一紙に続く、これに接続する十一月十四日二十三日具注暦を持つ一紙の本文には「六日、戊子」「七日、己丑」の日付が見える。これが十一月五日十三日具注暦を持ち、本文に「八日、庚寅」「九日、辛卯」の日付の見える一紙に接続する。これがさらに十月二十六日から十一月四日具注暦を持つ一紙に接続するが、この後に入るべき具注暦三紙分は欠失してしまっている。そして九月十八日二十四日具注暦を持つ最終の一紙が現存の十月記頭部につながるのである。すなわち現存の十月記から脱落した巻頭部分は十一紙で、そのうちの六紙が大きく破損しながらも残存していたことになる。因みに紙背に建保四年十一月・十二月具注暦を持つ断片三枚は、具注暦の間空きからみて、接続する具注暦二紙が三枚の断片に分かれたものと判断されたが、本文中に見える人物名から、これも「春記」ではないかと思われ、とりあえず紙背に具注暦を持つ九条家本のうち、やはり巻頭部分が欠けている4、十一月記の巻頭部を他本により照合してみたところ、この断片三枚は現存の九条家本長暦四年十一月記の巻頭に直接つながる部分であることが判明した。

九条家本「春記」の3、5巻には江戸初期のものと思われる九条道房の手で外題の書かれた表紙が付されており、その時点での本紙巻頭裏にそれ以前に記された書名が書かれている。これら九条家本「春記」の本紙と、もと

もと一体であった九条家本第一九四箱に残されていた「春記」の欠落部分とは、その破損部の形状に共通するところが極めて少ないことから、当該記の巻頭部の欠落はかなり早い時期に生じたものと考えられる。しかしながら以上の調査の結果、その本来入るべきところが判明したことにより、恐らく数百年ぶりに「春記」本体の該当部に戻され、先頃整理公開（函号九一四〇五）の運びとなったものである。

ついでのことながら九条家本「春記」について補足しておく。前述のごとく、九条家本「春記」は五巻であるが、その1・2と3・5では体裁が大きく異なっている。すなわち3・5の三巻は紙背はすべて具注暦であり、その範圍は建仁四年から承久二年までの比較的短い期間のもので、本文の体裁も共通するところから、鎌倉前期の書写にかかる一連のものとして差し支えないように思われる。この三巻はいずれも九条道房筆の外題の書かれた江戸初期表紙が付けられ、巻末には道房の一見奥書（花押）がある。これに対し1・2の二巻には紙背文書はなく、本紙には天1地1の界線が書かれ、紙質・筆跡とも3・5巻より古いもので、平安末期頃の書写と推定される。この二巻には室町期のものと思われる藍染めの表紙が付けられ（ただし外題は九条道房の後筆）、1には文明十四年（一四三二）二月の九条政基の加証奥書（花押）、2には九条道房の一見奥書（花押）がある。つまり現在の九条家本「春記」は書写年代の異なる二種の写本が寄せられたものである。これが結果的に取り合わせ本となったものか、あるいは平安末期写本に欠けていた巻を鎌倉前期に補ったものであるのかについては俄には判断しがたいが、鎌倉前期写本三巻にはさらに注目すべき特徴がある。当部には九条家本以外に、平安末期写のいわゆる東寺本（函号五一二―一二一）八巻を始め、鷹司本（三

五〇―二三二）五冊、柳原本（柳四四六）六冊、日野本（二六五―一〇一九）五冊、葉室本（葉一〇九三）二冊といった「春記」の写本が存する。今回資料紹介しようとするのは九条家本の長暦四年十月記の巻頭部分であるが、当該記を欠く東寺本以外の諸本のその記の書き出しが巻頭部脱落後の九条家本と同じであること。また九条家本長暦四年十二月記の紙背具注暦の紙継ぎが一箇所前後してしまっているが、本文の墨が紙継目にかかっているところもあることから、本記が書写された際には具注暦をそのまま翻して料紙に用いられたはずで、紙背の紙順の乱れは後に修補が加えられた折りに誤って継がれたためであろうと思われる。本文記事も紙順を正すことにより支障なくつながるため、今回の修補に際し正しい配列に直した。増補史料大成本でその箇所を示すと、二七〇頁上段六行目末「是例事也……」から下段八行目「随命入」までの一紙分が二六九頁下段五行目「更任束」と「硯御箱」の間に入ることにより十二月二十日条の京官除目の記事が一貫するのである。これも当該記を欠く東寺本と葉室本以外の諸本が紙継に錯乱を生じた後の九条家本と同じになっているのである。もとより全国の「春記」の写本を調査したわけではないので迂闊なこととは言えないが、少なくとも東寺本は別として、十月記巻頭が脱落し十二月記の紙継に錯乱を生じた以降の九条家本が当部蔵のこれら江戸期写本群の当該記の共通の祖本ではないかと考えられるのである。しかも鷹司本では十一月記についても巻頭部分脱落後の九条家本と同じで、この巻の祖本も九条家本と思われる。そうであるとするれば、どこかの時点で九条家本の写本が作られたことになるが、これも「国書総目録」などによる限り長暦四年正月記を持つ写本はない。恐らくは九条家本が書写された際に、正月記を含む体裁の異なる平安期写本は写されなかったのではないだ

一定也、其申文可執奏由、可被仰右大臣也、山陵使(藤原教通)内大臣申障(藤原教通)大夫已下也、宇佐使饗事、帰洛

藏人所

行給也、新宮御修法早結願可宜事也、以明快

令奉仕可宜也者、予此次申文書等取目錄、可有裁許、即帰

參、以経成令伝奏、仰云、以関白定申旨可令行也、但御

願御読経事、過今日可定仰者、経成云、依仰明日可罷向

御修法并新宮御

可奏聞之由仰藏人

鎮星御祭事、同仰了、予即退出、參督殿、命云、

事、義忠朝臣已無沙汰申障了、仍以資仲被了、

彼間雜事 就中有支度相違事、

所 可宛此作事之由、依存此由、

不檢封材木并所々、諸国之材木多以減少也、而彼本家

已了、甚非常事也、訛事之第

一也、義忠事、仍内府被勘当、因之懷怖畏辞退

云々、諸国材 受領、或吐悪言

一切不承引、執柄不被執行、為之如何、又父子行事所司、

是木工・修理也、皆為兄弟因縁、汝又為藏人頭伝仰給旨、敢無外人相交、還是可謂繁昌、還又

「雜事等不可成執柄不

耳、歎而有餘、不運之甚也者、予參

兵革事、宇佐宮神人其申文可令執奏事愁申之、予又申云、

無出御南殿事、新嘗會節会日、若次宜者、彼日出御不可

有旬之由、有云々説、命ハ節会是例時也、旬是聽

也、又有官奏、猶先可有旬事也、又先例也、

宮大夫御許仰山陵使

參皇 由、今明可

由、仍 但夕方可

也、

六日、戊子、天晴、今明私物忌也、仍閉東門、不閉西門

也、今夕可參内也、申物忌由不參内、全身奉公、是臣之忠也昨日依督殿命參新宮、

内府御坐也、所々被掃除也、督殿命云、修理職給功、

以其任料、少々可宛造作、木工給爵一人

功不承引之、諸 期

日已近、事已可闕怠、 辞退御

調度并御障 [] 甚也、今資仲

[] 哉、汝此御障 [] 并所々可仰之

事等、可令仰知者、予仰弁并木工等了、又御簾大尺等、

以出納良任令取了、行事藏人義綱(藤原)不見 []

[] 恠也々々、事已不可成、是為執柄不被

[] 万事皆可懈怠云々、右京職 []

[] 行職事之故也、晚景 []

七日、己丑、今日故參河守周忌 []

[] 仏經事 []、予住所為此所 []

[] 一尺余新造阿弥陀、金色 [] 其妻
阿弥陀經、般若心經、已上後家所為

[] 晚頭事了、講師退出、布施十

疋、後家所為、予相遭彼女、清談了帰去了、昨今物忌不出仕、

但開門不禁外人 []、召作物所預為行宿祢、仰可改作内

膳御器余枚云々、之事、今日々次不吉、以明日可給預之由仰

之、藏人賴資所行也、而于今不仰 [] 者也、

八日、庚寅、天晴、巳時許 [] 可

成熟 [] 今日來、付法師云、件勸文御慎殊

年明後年殊重、就中明後年尤甚、似先帝最後年也、後一條天皇并改元月々之例文、右府被付申也命云、御宿

曜勘文、今日御衰日、過今日可奏覽、改元月勘文不可奏、

謂畢即留給了、十一月例頗宜欵、以彼月可被定申之由、

奏事由可 [] 府也者、予申云、季葉師御修法、以賴賢

律師可令奉仕由、有勅定、命云、早可 []

右府初參内事了、予參御宮事未畢 [] 為

参迎也、此間右府参 [] 奏 [] 等在別

畢、関白参、入夜退出給了、今夜故 [] 宮若宮御着袴事可

被相定云々、予今夜宿侍、頼賢律師事、仰藏人章行畢、(高階)

明日可召仰宇佐使事、可遣召之由、仰行事公基了、又其

供給 [] 不可用魚類之由、可載御牒

之事、同示 [] 了、 [] 下部事 [] 方可仰哉、可尋之由、同

仰了、御宿曜勘文奏事

九日、辛卯、天晴、午後小雨、早旦奏御宿曜勘文、即留

御所、仰云、從今年及明後年、其慎殊重由所申也、何為

哉、星供事可仰恒舜欵、宿曜供証昭法師可勤仕欵由、 []

仰関白也 [] 着裳事、二宮 []

(5) 時 [] 申、今年 [] 已當其年、世間之事甚以繁多也、

[] 不依年限欵、然者過今年可有此事欵、其

尋事、又齋宮着袴其間可有申

事、又智□大師門跡申受戒事、久以断絶、至于今何為哉、

御願諸社御誦經仰上卿事

公家宣旨□山、如本可令受戒也者、又御願諸社御誦經

十三社、本於御前書寫、本書在御前可仰上卿事、又六齋日可禁断殺生之

由、可依官符事等、一々可示

一々申此旨被覆奏□御□可

被行也、其例□々可被□同可尋也、□宮御書

始事、尤可候也、至于御对面、必又定年限欵、尋覽御日

記等可有一定也、又皇后宮大夫同可尋申之由可被仰、又

汝同可尋申也、世間事雖繁多、於有限事者不可默止欵、

受戒事、彼門徒申□事、□無恩□主又同、至于

今何為哉、仍□到□次第可

補任、至于受戒、如本於叡山可受

之由所申也、而不被仰下座主事、又以益耳、

此間所被命之旨太多、不違記耳、又御星供事、以仁海可

令奉仕也、宿曜供証昭可奉仕也者、令申云、内膳御器有

員、燒損已過半分、本数銀□余兩也、所燒殘之銀九百

兩也、多以不足也、□近々、不叶

佐使錢事、何□、御器事早

其期者□責御

之所、且可作出者、錢事、依例可令行

一々奏聞、仰云、若宮達御事、可令

面可一定也、齋宮別当俊平朝臣

有不慎聞、可□卿示仰

今日午二点以

...

(三紙分欠)

...

(6) (前欠)

可服魚味欵、予奏□佐使立、依

一代一度使、同有諸社使□精進

也、而依伊勢使立供魚味者、今又

次□云、可然事也、臨期可相定事

給、予仰官符事了□申

諸社御誦經、是□向以經

々有其数、仍僧数□宛

其供 []、近日諸国多事忽難濟欵、

諸社御誦經延引事
過今年明春 [] 欵云々、即以經成被仰関白云々、

山陵使定事
返奏云、可然事也云々、仍延引了、即被定申山陵使云々、

新宮御誦經定事
柏原・円教寺也、重尹中
納言・左大弁經輔等云々、来十八日可被立云々、次右衛門督被定

申新 [] 御誦經僧名等、廿彼 [] 可被行也、而 []

[] 可用侍臣布施、供養事藏人方成請奏下

土公御祭事
可行欵、内々 [] 可尋之

由、被仰經成云々、行香等事仰資成了、予 [] 宿侍、土

公御祭撰 [] 日三ヶ夜可令行由、仰資成了、不可及遷御之

期也、

十四日、丙申、天晴、昨日令堀宅井、日者無 [] 之故也、

新宮鎮事
児等遷東小屋、入 [] 帰了云々、今日又堀之也、終日候 []

(7) 内職路修固事也、 [] 忠并属政 [] 人 [] 秋等了、

(流布本十月記巻頭)
新宮可鎮事、右少弁奏事由行之云々、可尋記也、是依去年例、上卿申請令行云々、

新宮御誦經例可尋事
又彼所一日御誦經料物請奏、藏人方奏下、又官方奏下之

間、先例無慥事、仍經成奉上卿仰相尋云々、予又仰藏人

資成云、令尋去年例也、予今夜宿侍、

(以下略)